

電解二酸化マンガンを対して課する不当廉売関税
に関する政令の一部を改正する政令案要綱

1. 課税期間が満了したスペイン及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンを除き、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンを対して課する不当廉売関税について、関税定率法の規定に基づき、その課税期間を平成36年2月29日まで延長することとする。
2. この政令は、平成31年3月5日から施行することとする。